



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 10 月 14 日（火曜日） 第 654 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障がい福祉課） 1
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在

頁

地の変更……………（障がい福祉課） 1

○都市計画の変更の案に関する公聴会の開催につ

いて（6件）……………（都市計画課） 1

公 告

○土地改良区の役員の退任の届出……………（団体指導検査課） 4

告 示

宮崎県告示第 652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 10 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ひらの薬局	日南市	薬局	令和 7 年 10 月 1 日
おおた薬局	日南市	薬局	令和 7 年 10 月 1 日

宮崎県告示第 653号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 7 年 10 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーション凜	日南市	日南市大字板敷 858－4	日南市吾田東 1 丁目 6－17	令和 7 年 9 月 22 日
訪問看護ステーション笑歩	都城市	都城市年見町 4 街区 15 号	都城市吉尾町 108－3	令和 7 年 9 月 25 日
訪問看護ステーションデュオン都城	都城市	都城市姫城 5 街区 23 号 ひまわりオフィス 2 階	都城市中町 17 街区 14 の 1 号 C・P L A Z A N 1－1	令和 7 年 9 月 19 日

宮崎県告示第 654号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第1項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第3条第1項の規定により、宮崎広域都市計画、田野都市計画及び綾都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和 7 年 10 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 11 月 4 日（火曜日）午前 10 時から

(2) 場所

宮崎県庁 4 号館 6 階宮崎県宮崎土木事務所 A 会議室 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号

2 都市計画の変更の案の概要

中部圏域（宮崎広域都市計画区域、田野都市計画区域及び綾都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

(1) 都市計画の目標

ア 県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成

イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

ウ 多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用

(2) 区域区分の決定の有無

宮崎広域都市計画区域においては区域区分を定め、田野都市計画区域及び綾都市計画区域においてはこれを定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

(1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 28 日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

(2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和 7 年 10 月 28 日までに、宮崎県県土整備部都市計画課（宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880－8501）に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、国富町都市建設課及び綾町建設課

- (2) 縦覧期間

令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 28 日まで

- (3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

宮崎県告示第 655 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和 45 年宮崎県規則第 63 号）第 3 条第 1 項の規定により、日南都市計画、南郷都市計画及び串間都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和 7 年 10 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時

令和 7 年 11 月 4 日（火曜日）午後 2 時 30 分から

- (2) 場所

日南総合庁舎 3 階第 1 会議室 日南市戸高 1 丁目 12 番地 1

2 都市計画の変更の案の概要

南那珂圏域（日南都市計画区域、南郷都市計画区域及び串間都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

- (1) 都市計画の目標

ア 観光リゾート地として日南海岸などの地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成

イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

ウ 日南海岸等の自然・歴史・田園環境の保全と、地域資源を生かした地域活性化・広域観光化による、海・山・里一体の広域交流圏の形成

- (2) 区域区分の決定の有無

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

- (3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 28 日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和 7 年 10 月 28 日までに、宮崎県県土整備部都市計画課（宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501）に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び宮崎県串間土木事務所並びに日南市総合政策部未来創生課及び串間市都市建設課

- (2) 縦覧期間

令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 28 日まで

- (3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

宮崎県告示第 656 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和 45 年宮崎県規則第 63 号）第 3 条第 1 項の規定により、都城広域都市計画及び高崎都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和 7 年 10 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時

令和 7 年 11 月 5 日（水曜日）午前 10 時から

- (2) 場所

都城総合庁舎 1 階第 6 会議室 都城市北原町 24 街区 21 号

2 都市計画の変更の案の概要

北諸県圏域（都城広域都市計画区域及び高崎都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

- (1) 都市計画の目標

ア 南九州の要所になるとともに、圏域内の各都市が連携する県南の広域都市圏の形成

イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

ウ 自然・田園環境の保全と一体となった水環境の保全及び地域資源を生かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成

- (2) 区域区分の決定の有無

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

- (3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 28 日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和 7 年 10 月 28 日までに、宮崎県県土整備部都市計画課（宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501）に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに都城市土木部都市計画課及び三股町都市整備課

- (2) 縦覧期間

令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 28 日まで

- (3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

宮崎県告示第 657号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、小林都市計画、えびの都市計画及び高原都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和 7 年 10 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時

令和 7 年 11 月 5 日（水曜日）午後 2 時 30 分から

- (2) 場所

小林総合庁舎 1 階 1 A 会議室 小林市細野字瀬戸ノ口 367 番地の 2

2 都市計画の変更の案の概要

西諸県圏域（小林都市計画区域、えびの都市計画区域及び高原都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

- (1) 都市計画の目標

ア 県西の交通の要衝としての立地特性と地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成

イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

ウ 高原性の自然・温泉・歴史・農林業などの地域資源の保全と、これらを生かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成

- (2) 区域区分の決定の有無

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

- (3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 28 日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和 7 年 10 月 28 日までに、宮崎県県土整備部都市計画課（宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501）に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所並びに小林市建設部建設課、えびの市建設課及び高原町建設水道課

- (2) 縦覧期間

令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 28 日まで

- (3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

宮崎県告示第 658号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、西都都市計画、高鍋都市計画、新富都市計画、川南都市計画及び都農都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和 7 年 10 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時

令和 7 年 11 月 7 日（金曜日）午前 10 時から

- (2) 場所

高鍋総合庁舎 2 階中会議室 児湯郡高鍋町大字北高鍋字中須ノ三 3870 番地 1

2 都市計画の変更の案の概要

児湯圏域（西都都市計画区域、高鍋都市計画区域、新富都市計画区域、川南都市計画区域及び都農都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

- (1) 都市計画の目標

ア 日向灘沿岸から九州山地にかけて広がる豊かな地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成

イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

ウ 地域固有の多彩な自然・歴史・田園環境の保全と活用が一体となった広域交流圏域の形成

- (2) 区域区分の決定の有無

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

- (3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 28 日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和 7 年 10 月 28 日までに、宮崎県県土整備部都市計画課（宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501）に提出

すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び宮崎県高鍋土木事務所並びに西都市建設課、高鍋町建設管理課、新富町都市建設課、川南町建設課及び都農町建設課

- (2) 縦覧期間

令和 7 年10月14日から令和 7 年10月28日まで

- (3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

宮崎県告示第 659号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、日向延岡新産業都市計画及び高千穂都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和 7 年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時

令和 7 年11月 7 日（金曜日）午後 2 時30分から

- (2) 場所

延岡総合庁舎 2 階 203会議室 延岡市愛宕町 2 丁目15番地

2 都市計画の変更の案の概要

東臼杵・西臼杵圏域（日向延岡新産業都市計画区域及び高千穂都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

- (1) 都市計画の目標

- ア 東九州の連携の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県北の広域都市圏の形成
イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
ウ 自然・歴史・文化・地域産業などの地域資源を生かした、広域連携の形成

- (2) 区域区分の決定の有無

日向延岡新産業都市計画区域においては区域区分を定め、高千穂都市計画区域においてはこれを定めない。

- (3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和 7 年10月14日から令和 7 年10月28日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和 7 年10月28日までに、宮崎県県土整備部都市計画課（宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880－8501）に提出

すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県西臼杵支庁並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課、門川町建設課及び高千穂町建設課

- (2) 縦覧期間

令和 7 年10月14日から令和 7 年10月28日まで

- (3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、蓼池土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	猿 渡 征 夫	北諸県郡三股町大字餅原 956番地 14